

## 《大阪府医師国民健康保険組合からのお知らせ》

### 接骨院・整骨院の適正利用にご協力をお願いします！

大阪府医師国民健康保険組合が支払う柔道整復療養費は全国医師国保の中で1位です。整骨院や接骨院で柔道整復師から<sup>(注)</sup>施術を受ける場合、保険から療養費としてその多くが支払われます。保険適用外となる施術もあります。柔道整復師へのかかり方についてご理解とご協力をお願いします。

\* 施術によって保険が適用される場合とされない場合があります。

#### 保険が適用される場合

急性または亜急性の外傷で、  
負傷原因などがはっきりしており、  
内科的原因による疾患でないもの

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉離れ等）
- 脱臼・骨折

\* 緊急時を除く脱臼・骨折での  
接骨院・整骨院の利用には、  
医師の同意が必要。

#### 保険が適用されない場合（全額自己負担）

日常生活、スポーツなどにおける  
筋肉疲労や慢性的な疾患

- 肩こり
- 筋肉疲労
- 神経痛
- 加齢による腰痛や五十肩の痛み、  
脳卒中の後遺症などの慢性疾患
- あんま（指圧及びマッサージを含む）のみの施術

- ・原則として、同一の負傷で同時期に整骨院（柔道整復師）と保険医療機関（医師）に重複してかかることはできません。
- ・法律上、柔道整復師による施術は認められています。ただし、その施術は治療と認められていません。

#### 療養費支給申請書への署名は内容の確認をしっかりと！

柔整療養費は受領委任払い制度が認められていますが、この制度により保険の適用を受ける場合は、整骨院（柔道整復師）の作成する「療養費支給申請書」への署名が必要です。この申請書には、負傷名や施術内容・回数・負傷原因等が記載されていますので、しっかりと内容を確認してから署名してください。

領収書は必ずもらいましょう！

**医師国保組合から送付された医療費**

**通知の内容とあっているかご確認をお願いします。**

（注 【参考】病院等の保険医療機関における医師がおこなう“治療”と区別するために、整骨院・接骨院では柔道整復師がおこなう“施術”という表現が用いられています。

